

周南市市民館跡地利活用構想等策定支援業務公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

この実施要領は、周南市市民館跡地利活用構想等策定支援業務（以下「本業務」という。）の契約の相手方となる事業者をプロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものである。

2. 業務の概要

(1) 業務名

周南市市民館跡地利活用構想等策定支援業務

(2) 業務の目的・業務内容

別紙「周南市市民館跡地利活用構想等策定支援業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 委託期間

契約締結日から令和6年11月30日まで

(4) プロポーザルの方式

公募型プロポーザル

(5) 業務に要する費用（提案上限額）

15,070,000円以内（消費税及び地方消費税額を含む）

※2か年総額

※この金額は、提案内容の規模を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではないことに留意すること。

3. 参加資格

次に掲げる事項をすべて満たしていることを要件とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。

(2) 参加表明書の提出の日から契約締結までの間において、指名停止の措置を周南市から受けていない者又は受けることが明らかである者でないこと。

(3) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。

(4) 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項又は第19条第1項の規定に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていない者であること。

(5) 会社法（平成17年法律第86号）第475条又は第644条の規定に基づく清算の開始のなされていない者であること。

- (6) 周南市入札契約からの暴力団等排除要綱(平成24年周南市要綱第37号)別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。(前要綱における「登録業者」は、「応募者」に読み替える。)
- (7) 国税(法人の場合は法人税並びに消費税及び地方消費税、個人の場合は所得税並びに消費税及び地方消費税)及び地方税(本市)において滞納のないこと。
- (8) 同種の営業を引き続き1年以上行っていること。ただし、法人において、代表者が1年以上同一の営業に従事している場合は、同法人が同種の営業を引き続き1年以上行っているものとみなすこととする。
- (9) 個人の場合は、成年被後見人、被保佐人又は破産者で復権を得ないもののいずれにも該当しないこと。
- (10) 平成26年4月1日以降、文化ホール整備に関する構想や計画の策定支援業務又は公共施設整備に関する構想や計画の策定支援業務を元請けで行った実績(履行中のものを含む)を有していること。

4. 参加手続

(1) 実施要領・仕様書等の確認

① 公告日

令和5年9月28日(木)

② 公告方法

周南市公式ホームページに掲載

③ 関係書類の入手方法

本プロポーザルに係る実施要領等の関係書類は、下記の周南市ホームページからダウンロードすること。また、企画部企画課でも配付する。

URL <http://www.city.shunan.lg.jp/>

(2) 参加表明書の提出

① 提出書類(共通)

本プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及び周南市契約に関する規則等の各規定を理解した上で、次のとおり必要書類を提出すること。

ア 参加表明書【様式2】

イ 会社概要(任意様式。パンフレット等でも可。)

※応募者が個人である場合、会社概要の代わりに当該個人が実施する事業の内容が確認できる書類でも可とする。

ウ 履行実績調書【様式3】

エ 業務実施体制【様式4】

- ② 提出書類（令和 4・5 年度「周南市競争入札等参加資格者名簿（業務委託）」に登録のない場合
※各種証明書は提出日から 3 か月以内に発行されたものであること。
- ア 個人の場合は住民票（写し可）、法人の場合は登記事項証明書又は履歴事項全部証明書（写し可）
※法人において、3（8）のただし書きを適用するときには、代表者の経歴書などの提出が必要。
- イ 市内に本社、本店、支店、営業所等がある場合、市が発行する滞納の無いことの証明書（原本）
- ウ 税務署が発行する納税証明書（「所得税」又は「法人税」並びに「消費税及び地方消費税」）（写し可）
※未納の税額がないことの証明とする。
- エ 排除要綱第 3 条第 1 項の誓約書【様式 5】
- オ 決算報告書その他営業状況が確認できる書類（写し可）
- カ 成年被後見人、被保佐人又は破産者で復権を得ないもののいずれにも該当しないことの誓約書【様式 6】
※応募者が個人である場合のみ提出が必要。
- ③ 提出期限
令和 5 年 10 月 13 日（金）17 時必着（受付時間帯は、土日祝日を除く 9 時から 17 時までとする。）
- ④ 提出場所
周南市企画部企画課 〒745-8655 山口県周南市岐山通 1 丁目 1 番地
- ⑤ 提出方法
郵送又は持参
- ⑥ 提出部数
提出書類各 1 部
- ⑦ プレゼンテーション及びヒアリング実施対象者の選定
応募者が 5 者未満の場合は、全ての応募者をプレゼンテーション及びヒアリング実施対象者とする。また、応募者が 5 者以上の場合は、同種業務実績件数の多い方から 4 者程度をプレゼンテーション及びヒアリング実施対象者とする。応募者に同種業務実績件数を同じくする者がある場合は、類似業務実績件数の多い方から順にプレゼンテーション及びヒアリング実施対象者を選定する。応募者に類似業務実績件数を同じくする者がある場合は、業務実施体制において業務に従事する者の数の多い方から順にプレゼンテーション及びヒアリング実施対象者を選定する。
- ⑧ 参加資格審査結果通知書兼プレゼンテーション等実施対象者選定結果通知書

応募者に対し、令和5年10月16日（月）に電子メールにて参加資格審査結果通知書兼プレゼンテーション等実施対象者選定結果通知書【様式7】により通知する。

5. 質問の受付及び回答

(1) 質問方法

実施要領、仕様書等に係る質問は、質問票【様式1】によるものとし、電子メールにより提出すること。また、質問票提出後は、必ず電話により受信確認を行うこと。

(2) 受付期間

ア 参加表明及び実施要領（「5（2）イ」に関することは除く。）に関すること
令和5年9月28日（木）から令和5年10月10日（火）17時必着
（受信確認は、土日祝日を除く9時から17時までとする。）

イ 企画提案書等の作成及び提出に必要な事項並びに仕様に関すること
令和5年9月28日（木）から令和5年10月20日（金）17時必着
（受信確認は、土日祝日を除く9時から17時までとする。）

(3) 提出先メールアドレス

企画課 E-mail : kikaku@city.shunan.lg.jp

(4) 回答方法

ア 参加表明及び実施要領（「5（2）イ」に関することは除く。）に関すること
周南市公式ホームページにて随時掲載する。

イ 企画提案書等の作成及び提出に必要な事項並びに仕様に関すること
プレゼンテーション及びヒアリングに参加する全ての参加資格適合者に対して、電子メールにより随時行う。なお、プレゼンテーション及びヒアリングに参加する参加資格適合者以外からの質問には、回答しないものとする。

(5) 質問内容

本プロポーザルに関する質問は、参加表明書、実施要領並びに企画提案書等の作成及び提出に必要な事項並びに仕様に関する事項に限るものとし、評価に係る質問は一切受け付けないものとする。

6. 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書表紙【様式8】

イ 企画提案書（任意様式）

様式、縦横の向き、ページ数は自由だが、A4サイズとすること。A3の折込は可。副本には、企画提案社の企業ロゴやブランド名など、企画提案社が認識できるものを記載しないこと。

ウ 参考見積書

様式は自由とするが、正本のみに企業名及び代表者名の記載、並びに代表者印を押印すること。積算にあたっては仕様書「6. 業務内容」の内容ごとに行い、それぞれの項目の内訳金額を記載すること。

(2) 提出期間

令和5年10月16日(月)から令和5年10月30日(月)17時必着
(受付時間帯は、土日祝日を除く9時から17時までとする。)

(3) 提出場所

周南市企画部企画課 〒745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地

(4) 提出方法

直接持参または郵送

(5) 提出部数

- ア 企画提案書表紙 1部
- イ 企画提案書 正本1部、副本10部
- ウ 参考見積書 正本1部、副本10部

7. プレゼンテーション

以下のとおり、プレゼンテーションを実施する。

(1) 開催予定日

令和5年11月2日(木) 予定

(2) 開催予定場所

周南市役所委員会室3 (周南市岐山通1丁目1番地 周南市役所5階)

(3) 実施要領

- ア 事業者の出席者は3人までとする。
- イ プレゼンテーションの順番、時刻は、別途通知する。
- ウ プレゼンテーションの時間は1社45分以内(説明25分、質疑20分)を予定

(4) 注意点

- ア プレゼンテーションにおいて、会社名が認識できるようなロゴや商品ブランド名などを掲出したり、口頭で説明したりしないようにすること。
- イ 提出書類以外の資料等をプレゼンテーション等で利用しないこと。

8. 審査方法

- (1) 企画提案書及びプレゼンテーションは本市が設置する「周南市市民館跡地利活用構想等策定支援業務プロポーザル評価会」(以下「評価会」という。)の評価者が採点・審査する。審査方法は、企画提案書等の書類、プレゼンテーションについてあらかじめ定めた評価項目及び評価点に基づいて評価を行う。

- (2) 各評価者の採点の合計点が最も高い者を受託候補者とする。評価点の合計点が同点の場合は、その中で評価対象の「文化小ホールの基本理念・整備方針」と「具体的な施設等の検討、施設規模や機能の検討」の合計点が最も高い者を受託候補者とする。それでもなお同点の場合は、その中で見積書の金額が低いものを受託候補者とする。
- (3) 評価項目の総配点に評価者の人数を乗じた点数を満点とし、その6割を最低基準点とする。最低基準点以上の者がいなかった場合は、受託候補者の特定は行わない。
- (4) 審査内容にかかる質問や異議は一切受け付けないこととする。
- (5) 企画提案書の提出者が1者の場合でも、本プロポーザルは成立する。

9. 評価基準

企画提案書・プレゼンテーションを以下にしたがって評価する。

評価項目 (配点)	評価対象	評価基準	配点	
組織体制 の評価 (15点)	体制	業務実施にあたって十分な人員配置及び組織体制が提案されているか。	5	
	過去の実績	同種・類似業務実績について。	10	
業務実施 方針及び 手法 (80点)	市民館 跡地利 活用構 想の策 定支援	現状と課題、 整備する施設 の基本方針	計画地の現状と課題の整理及び分析の手法について、具体的かつ分かりやすく整理されているか。	5
	文化小 ホール 基本構 想の策 定支援	ホールを取り 巻く状況の整 理	文化ホールを取り巻く状況の整理手法について、市民の理解が深まる具体的かつ分かりやすい提案となっているか。	5
		市民・関係団 体等のニーズ 把握	市民・関係団体等のニーズを把握するための手法について、明確な考え方を有し、その結果を基に基本構想及び基本計画の策定するための適切な提案となっているか。	5
		有識者検討会 議	基本構想及び基本計画の策定に向けて、効果的な有識者検討会議の開催が可能な提案となっているか。 資料の作成や説明等、円滑な検討会議の運営・実施が可能な提案となっているか。 高い見識を有する委員の選定が可能な提案となっているか。	10
		文化小ホールの 基本理念・ 整備方針	本市の文化力の向上に資するような基本理念・整備方針を提案できるか。 まちづくりの方向性等を反映させるための適切な提案となっているか。	20
	文化小 ホール 基本計 画の策 定支援 (駐車場 を含む)	具体的な施 設、施設規模 や機能等の検 討	文化小ホールの基本理念・整備方針を踏まえた具体的な施設、施設規模や機能等の検討を行う能力を有しているか。	20
		管理運営に関 する考え方	多様な管理運営方法の知識があり、最適な方法を提案する能力を有しているか。	5
	独自提案	業務内容に加え、事業目的をより効果的に達成できるための独自の提案があるか。	5	
	プレゼンテーション能力	提案内容の的確な説明及び質疑に対する的確な回答ができたか。業務への意欲や積極性はあるか。	5	
	価格 (5点)	見積価格による評価	5点×最低提案価格／提案価格 ※小数点以下四捨五入	5

10. 結果の通知(予定)

令和5年11月8日(水)に、プロポーザル参加者全員に選定結果通知書【様式9】により通知する。

11. 選定結果に対する説明請求

選定結果通知書【様式9】で受託候補者とならない通知を受けた者は、通知書を送付した日の翌日から起算して7日(ただし、休日を除く。)以内に、次により周南市長に対して説明を求めることができる。

- (1) 様式 自由(A4)
- (2) 提出先 周南市企画課企画担当
- (3) 提出方法 持参または郵送(期間内必着。郵送の場合は簡易書留)

12. プロポーザルのスケジュール

本プロポーザルは次のスケジュールで実施する。

① プロポーザル実施公告	令和5年9月28日(木)
② 参加表明及び実施要領に関する質問受付	令和5年9月28日(木)から 令和5年10月10日(火)17時必着
③ 企画提案書等の作成及び提出に必要な事項並びに仕様に関する質問受付	令和5年9月28日(木)から 令和5年10月20日(金)17時必着
④ 参加表明書の提出期限	令和5年10月13日(金)17時必着
⑤ 参加表明者の参加資格確認結果の通知	令和5年10月16日(月)発送予定
⑥ 企画提案書等の受付期間	令和5年10月16日(月)から 令和5年10月30日(月)17時必着
⑦ 企画提案書の審査及びヒアリングの実施	令和5年11月2日(木)予定
⑧ 選定結果の通知	令和5年11月8日(水)予定
⑨ 業務委託契約の締結	令和5年11月下旬予定
⑩ 選定結果等の公表	令和5年11月下旬予定

1 3. 契約に関する事項

(1) 見積徴取の相手先としての特定

本市は、受託候補者を本事業に係る随意契約の見積徴取の相手先として特定するとともに、事業の詳細内容の協議を実施するものとする。

ただし、下記のいずれかに該当し、見積徴取ができない場合及び契約が締結できない場合には、2番目に評価点の高い参加事業者を見積徴取の相手方として再特定するものとする。

ア 受託候補者が、本要領「3. 参加資格」に掲げる要件に該当しないこととなったとき。

イ 受託候補者が、特定後に本要領「1 4. 失格事項」のイ又はオに該当して失格となったとき。

ウ 受託候補者から見積徴取の結果、契約締結ができないとき。

エ 受託候補者が本事業の契約を辞退したとき。

(2) 提案内容の調整

受託候補者の企画提案書等の記載内容が、原則として契約締結時の業務内容となるが、本業務の目的達成のため、受託候補者との協議により、内容を修正・変更する場合がある。

また、参考見積における各業務の価格の妥当性について精査し、著しく妥当性に欠ける場合には、受託候補者との協議により、価格構成の変更を求める場合がある。

(3) 契約の締結

特定された受託候補者との協議が整い次第、周南市契約事務規則（平成15年周南市規則第51号）に基づいて契約を締結することとする。なお、受託候補者が令和4・5年度「周南市競争入札等参加資格者名簿（業務委託）」に登録のない場合、契約締結の前に当該名簿への登録が必要となる。

(4) 支払条件

事業の進捗を確認し、各会計年度業務完了後に当該部分について検査し、支払い（部分払い）を行う。なお、詳細な支払条件については、本市と受託者の協議により定めるものとする。

1 4. 失格事項

参加表明書、企画提案書等の提出された書類について、次の条件のいずれかに該当する場合は、提出書類の全てを無効とし、その者を失格とする。

(1) 提案を行った参加資格適合者が、参加資格要件を満たさなくなった場合。

(2) 提出書類の未提出又は虚偽の記載等があった場合。ただし、軽微な誤記等は除く。

(3) 実施要領等で示された提出書類について、提出方法、書類作成上の留

意事項等の条件に適合しない書類の提出があり、市の指示に従わなかった場合。

- (4) 評価の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合。
- (5) プレゼンテーション又はヒアリングを正当な理由なく欠席した場合。
- (6) 参考見積金額が実施要領に示している上限額を超える場合。
- (7) 公告及び実施要領等に違反すると認められた場合。
- (8) 受託候補者が令和4・5年度「周南市競争入札等参加資格者名簿（業務委託）」に登録のない場合で、契約締結の前に当該名簿への登録を行わないことが明らかとなった場合。
- (9) 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合。

15. その他

- (1) 参加に係る一切の費用は応募者の負担とする。
- (2) 緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取消することがある。この場合において、本プロポーザルに要した費用を市に請求できないものとする。
- (3) 提出された企画提案書等は、提出期限までは記載された内容の追加、変更等を行うことができるものとする。ただし、記載された内容の追加、変更を行う場合は、提出された書類を一旦持ち帰り、提出期限までに改めて内容の追加、変更等を行った書類を提出すること。
- (4) 提出期限を過ぎた後は、参加表明書及び企画提案書等の追加、変更はできないものとする。
- (5) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (6) 本市からの疑義照会及び追加資料については、提出期限までに企画提案書等の提出をした者に対して、本市から企画提案書等の内容についての疑義照会又は追加資料の提出を求めることができる。
- (7) 本プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- (8) 提出書類の作成に用いる単位は、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位又は本市が認めた単位に限るものとする。
- (9) 参加表明書の提出後又は企画提案書の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに辞退届【様式10】により、担当課へ届け出ること。
- (10) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、市が受託候補者の選定に必要な範囲において、無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。また、情報公開請求があった場合は、周南市情報公開条例（平成16年周南市条例第36号）に基づき公開することがある。
- (11) 応募者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由と

- して、異議を申し立てることはできないこととする。
- (1 2) 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した場合、生じた責任は企画提案書等の提出者が負うものとする。
 - (1 3) 電子メール等の通信事故については、本市はいかなる責任も負わない。
 - (1 4) 参加表明書及び企画提案書等の提出を郵送する場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、不達及び遅配を原因とする提出者の不利益が生じても、本市はその責めを負わない。
 - (1 5) 各様式の記載欄の大きさ等については、記載量により適宜変更できるものとするが、様式の記載事項等は改変しないこと。
 - (1 6) 各様式の記載に用いる文字のサイズは、原則として10.5ポイント以上とすること。ただし、必要な注記、ふりがな及び掲載図等中の記載文字を除く。
 - (1 7) 受託候補者との契約手続及び契約書は、周南市契約事務規則（平成15年周南市規則第15号）の定めるところによるものとする。なお、契約締結後において受託者に本提案における失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約を解除できるものとする。

1 6. 担当課

担当：周南市企画課企画担当

住所：〒745-8655 周南市岐山通 1-1

電話：0834-22-8478 FAX：0834-22-8224

E-mail:kikaku@city.shunan.lg.jp